

都議会の改革にむけての提案

2005年2月28日

日本共産党東京都議会議員団

都民の代表である都議会は、つねに都民の理解と納得がえられる民主的で開かれた議会であることが必要です。しかし政務調査費の使途の透明性や海外視察などのあり方をめぐって都民から疑問の声があがっており、都民の納得がえられる改善を図ることは急務です。また、都議会のチェック機能の低下を指摘する声があがっており、都議会が都民の負託にこたえてその責務を果たしていくうえで、活発な論戦とチェック機能の強化など議会の活性化にむけた改革を進めることが求められています。そのために、改革・改善すべきいくつかの問題について、以下の提案をおこないます。

1、政務調査費の使途の透明性確保と費用弁償の見直し

①政務調査費

政務調査費は、都議会各会派に議員1人当り月額60万円（全国最高額）が支給されていますが、その使途の報告は1枚の「収支状況報告書」を提出するだけで済まされており、都民からも使途の透明性の確保が強く指摘されてきました。「収支報告書」に「当該調査費の支出を証する書類（領収書）」を添付することを義務づける条例改正をおこない、使途の透明性の確保をおこなうべきです。

②費用弁償

議員が議会に出席するたびに1日1万円ないし1万2千円の定額が費用弁償として支給されていますが、東京都の各種審議会委員等の費用弁償は公共交通機関による交通費が原則となっています。都議会議員の費用弁償も、公共交通機関による交通費の実費支給とすべきです。そのために中断されている議会運営委員会での見直しの早期検討を求めるものです。

2、海外視察の見直し

今期から海外視察は、従来の都議会の代表団派遣方式から、各会派ごとに計画書を提出し議会運営委員会の承認を経て派遣する方式に変わりました。その結果、今期、3会派から7回の海外視察が行われましたが、1回の視察で最高1人当り202万円もの公費が使われる例がありました。また、カジノ調査と称してラスベガスやモンテカルロに2日間も滞在する例もありました。都財政のきびしさが強調されるなかで、多額の公費を使ったり、賭博問題の調査をおこなう海外視察のあり方について、都民の疑問がよせられています。これまでの経過を検証し、海外視察のあり方について再検討することを提案します。

3、議員年金の見直し

国会議員の国民年金未加入問題や国会議員年金への高い公費負担が国民の批判的となりましたが、都議会議員の議員年金についても再検討が求められています。都議会議員年

金の公費負担は、国会議員に比べれば低いものの45%と高く、他の公的年金と併給されています。また都議として報酬を受けていながら区議や市町村議時代の年金が支給されたり、都議以外の地方議員も経験した場合、退職後は複数の議員年金を受給できる仕組みとなっており、改革が求められています。

都議会議員年金の公費負担の見直しや退職金制度へのきりかえなど抜本的改革を、都議会として検討すべきです。当面ただちに都議会議員として報酬を受けながら、区市町村議員時代の年金が併給されるような事態や、複数の議員共済年金を併給できるしくみの改善をはかることが必要です。

地方議員年金の見直しは、地方公務員等共済組合法の改正が必要です。改正にむけ、都議会が先頭に立ってとりくむことをよびかけます。

4、議会の活性化

都議会が真にチェック機能を発揮するためにも、十分な会期の確保や活発な論戦が保障される議会運営がおこなわれることが必要です。また、都議会が都民に身近で開かれた議会となるよう努力が求められています。

①十分な会期と活発な論戦の確保

都議会会議規則第3条では、会期について、おおむね「通常予算を審議する定例会は六十日、その他の定例会は三十日」と定めています。この趣旨をふまえ、本会議、常任委員会等での活発な論戦、審議が最大限保障されるように会期を設定する必要があります。

とりわけ知事と1問1答形式で質疑ができるのは、第1回定例会の予算特別委員会だけとなっていますが、執行機関との議論を活性化するために、他の定例会でも都政の基本問題について知事と1問1答形式で質疑がおこなえる場を設けることを提案します。また、補正予算についても予算特別委員会に付託し、審議することを提案します。

本会議での討論は、採決にあたって議員・会派として議案への態度を表明するものであり、1人会派であっても、当然その権利を保障するように改善するべきです。

②決算委員会の審議日程の拡充

決算委員会はチェック機能の発揮のうえで極めて重要な委員会です。今期に入り第3回定例会から第4回定例会の間の2ヶ月足らずで審査の結論を出すことにしたため、週2～3回、しかも複数の局別決算を審査する事態となり、十分な調査にもとづく質疑が困難となっています。時間的にも質的にも十分な審査が行えるよう審議日程の拡充を提案します。

③請願・陳情者からの意見聴取

請願・陳情の審査にあたっては、請願・陳情者の意見が聴取できるようにすべきです。そのために「請願・陳情取扱要綱」に、審査にあたり請願・陳情者の意見聴取ができる規定を加えるべきです。

④小・中・高校生議会の開催

これまで中学生議会が開催され、都政と都議会が身近に感じられたなど好評でした。他都市の議会では毎年子ども議会が開催されている例もあり、都議会としても小・中・高校生を対象とした議会を恒常的に開催することを提案します。

以上